

静岡県立田方農業高等学校 いじめ防止等のための基本方針

関連する法規・方針・ガイドライン等

文部科学省「いじめ防止対策推進法」	平成 25 年 9 月
文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」	平成 25 年 10 月
	改定 平成 29 年 3 月
文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」	平成 29 年 3 月
	改訂版 令和 6 年 8 月
静岡県「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」	平成 26 年 3 月
	第一次改定 平成 30 年 3 月
	第二次改定 令和 8 年 6 月
文部科学省「いじめ対策に係る事例集」	平成 30 年 9 月
静岡県「県立学校におけるいじめの重大事態対応マニュアル」	令和 3 年 3 月
	改訂版 令和 7 年 3 月

これらを踏まえ、いじめの防止等のための本校の基本方針及び果たすべき役割、実施すべき施策について以下のとおり定める。

第1章 基本的な事項

(1) いじめの定義

第2条 いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・インターネットを介して、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・作成・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかを判断する際には、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要不可欠である。「心身の苦痛を感じている」と表明しているものだけでなく、生徒自身が苦痛を表現できなかつたり、いじめと気づいていなかったりする場合もあることを念頭に置き、本人や周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。

(2) いじめの理解

- ・いじめは、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる、どこでも起こりうるものである。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は心身に重大な危険を生じさせる場合がある。
- ・いじめの関係者が所属する集団全体の雰囲気や、周囲ではやし立て面白がって見ている「観衆」、見て見ぬふりをしている「傍観者」の存在が、いじめを助長することにも留意する。

(3) いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。
- ・いじめによる心身の傷の大きさや深さは、本人でなければ実感はできないが、そのことに気づくことや、理解しようとするのが大切である。
- ・いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが重要である。

第2章 組織の設置

「いじめ防止対策委員会」（以下、「委員会」）の設置

(1) 構成員

基幹メンバー	○教頭、教育相談室長、生徒指導主事、養護教諭
措置対応メンバー	当該学年主任、担任、部活動顧問等関係する教職員、教務主任、スクールカウンセラー、外部専門家（スクールロイヤー、医師、スクールサポーター等）

(2) 役割

情報の収集、記録、共有、取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行う。いじめに係る情報があつた場合は、緊急会議を開き、対応を協議する。

いじめの相談・通報の窓口：

静岡県立田方農業高等学校 電話 055-978-2265

第3章 いじめの防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であつて当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

ア 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養う。

イ 生徒の自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

ウ 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発する。

エ 配慮を要する生徒への支援

個別の配慮を必要とする生徒については、その特性や社会的・文化的背景を踏まえた適切な支援及び指導を日常的かつ組織的に行う。一人一人の置かれた状況を正しく理解し、組織としてきめ細やかな対応を継続する。

オ 欠席が続いた場合の対応の基準（原則）の設定

保護者に連絡し状況を把握する。5日以上欠席が続いた場合は、学年主任、管理職等に報告し、情報を共有する。

カ 教職員の資質能力の向上

学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を計画的に実施し、教職員の資質能力の向上を図る。

キ 学校評価による取組の改善

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

(2) いじめの早期発見・早期対応

第 23 条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

ア いじめの情報共有の体制整備

学校として、いじめの情報共有の手順や内容等を定める。 →別添②【いじめ対応フロー図】

イ 生徒の実態把握

日常的な観察を基盤に、学校いじめ対策組織のもとで定期的なアンケート調査等を行い、必ず複数の目による状況の見立てを行う。

ウ 相談体制の整備

スクールカウンセラーの協力を得るなど、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守る。

エ 学校のいじめに対する措置

- ・いじめの通報を受けたり、いじめの疑いがあるときは、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的に対応する。また、いじめが確認された場合には、設置者に報告する。
- ・いじめの解消、再発防止策を講ずる。必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得ながら、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- ・いじめの解決に向けて保護者と事実を迅速に共有し、学校と家庭で足並みをそろえて生徒の安全・安心を最優先にしながら協力関係を構築していく。
- ・いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。
- ・必要に応じて、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- ・いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

オ 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができる。

(3) 関係機関との連携

日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときに、状況に応じて連携し、早期に対応する。また、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める。

- ・警察、児童相談所、医療機関などの相談機関
- ・県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関

第4章 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・心身に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。

(2) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は学校の設置者に報告し、設置者の判断のもと、速やかに設置者又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

(3) 情報の提供

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

別添

- ①【いじめ防止等のための年間計画】
- ②【いじめ対応フロー図】

①【いじめ防止等のための年間計画】

時期	活動内容	対象		
		生徒	教職員	保護者等
4月	校内研修①（生徒理解）、職員会議（いじめ防止基本方針、いじめ防止啓発強調月間（4～5月）、関係機関等の説明）、共生・共育連絡協議会①		○	
	入学式（学校いじめ防止基本方針について説明）、教育相談①	○		○
	学年集会等（学校いじめ防止基本方針について説明）	○		
	面接週間①	○		
5月	教育相談②（1分間カウンセリング）	○		
	公開授業			○
	P T A 役員会・総会（いじめ防止基本方針、いじめ防止啓発強調月間（4～5月）、関係機関等の説明）			○
6月	学校運営協議会①（学校いじめ防止基本方針について説明、授業参観等）			○
7月	学校生活アンケート①	○		
	三者面談	○		○
	いじめ防止対策委員会①（学期及び学校生活アンケートの共有と情報交換）		○	
9月	面接週間②	○		
	公開授業			○
	共生・共育連絡協議会②		○	
	学校運営協議会②分校合同（学校生活・特別活動の説明、授業参観等）			○
10月	オープンスクール（授業・特別活動参観等）			○
11月	学校運営協議会③（学校生活・特別活動の説明、特別活動の参観）			○
12月	学校生活アンケート②	○		
	いじめ防止対策委員会②（学期及び学校生活アンケートの共有と情報交換）		○	
1月	学校生活アンケート③	○		
2月	学校運営協議会④（学校評価アンケートを基にした取組の確認）			○
	職員会議（学校評価アンケートを基にした取組の確認、年間の総括）		○	
3月	いじめ対策委員会③（学校生活アンケートの共有と情報交換、学校いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案）		○	

②【いじめ対応フロー図】

